

化学物質対策セミナー

～労働安全衛生法の新たな化学物質規制について～

大阪労働局 労働基準部 健康課

本日の説明事項・・・

- 1 化学物質による労働災害発生状況（事例）**
- 2 GHS分類に基づく対応**
- 3 新たな化学物質規制の概要（労働安全衛生法改正）**
- 4 化学物質管理強調月間の取組み**

1 化学物質により労働災害の発生状況等

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が**約8割**を占めています。

中でも、**皮膚障害(56.6%)**、**目障害(28.5%)**と**約85%**を占める状況です。

1 化学物質により労働災害の発生事例等

業種		原因物質	GHS絵表示	発生状況
中毒・薬傷	商業	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が両手化学熱傷となった。
	保健衛生業	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発し、救急車で病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。
	製造業	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェッター用のインクカートリッジを廃液用ポリ容器に移していた際に、インクをこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、有機溶剤中毒と診断された。
	ビルメンテナンス業	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤(フッ化水素含有)を使用して作業中3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。

2 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系



GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252、7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

ラベルの表示



（製品の特定名）	製品	〇〇〇〇	（絵表示）
（注意喚起語）	危険		
（危険有害性情報）	・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 …		
（注意書き）	・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ……		

SDS（安全データシート）

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

2 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系

GHS 絵表示と対象となる危険有害性

					
爆弾の爆発	炎			円上の炎	ガスボンベ
● 爆発物 ● 自己反応性化学品 ● 有機過酸化物	● 可燃性ガス ● エアゾール ● 引火性液体 ● 可燃性固体	● 自己反応性化学品 ● 自然発火性液体 ● 自然発火性固体 ● 自己発熱性化学品	● 水反応可燃性化学品 ● 有機過酸化物 ● 鈍性化爆発物	● 酸化性ガス ● 酸化性液体 ● 酸化性固体	● 高圧ガス
					
腐食性	どくろ	健康有害性	感嘆符		環境
● 金属腐食性化学品 ● 皮膚腐食性 / 刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性	● 急性毒性	● 呼吸器感作性 ● 生殖細胞変異原性 ● 発がん性 ● 生殖毒性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● 特定標的臓器毒性（反復ばく露） ● 誤えん有害性	● 急性毒性 ● 皮膚腐食性 / 刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性 ● 皮膚感作性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● オゾン層への有害性		● 水生環境有害性、短期（急性） ● 水生環境有害性、長期（慢性）

2 絵表示があったら、危険有害性の内容を確認！

GHS絵表示とその意味、主な対策



爆発物 など

- ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない
- ✓ 火災の場合は退避



高圧ガス

- ✓ 日光から遮断し換気の良いところで保管



発がん性、その他の健康有害性がある物

- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 換気すること



燃えやすい物

- ✓ 高温、スパーク、火種を近づけない
- ✓ 換気の良いところで保管



金属を腐食させる物 皮膚や眼を著しく損傷

- ✓ 他の容器に移し替えない
- ✓ 保護衣、手袋、眼鏡着用



眼や皮膚刺激、アレルギー性皮膚反応 など

- ✓ 気分が悪い時は医師に連絡
- ✓ 保護具を着用



より燃えやすくする物

- ✓ 燃える物から遠ざける
- ✓ 隔離して保管



体に入ると生命の危険

- ✓ 換気の良いところで使用
- ✓ マスク、手袋、保護衣着用
- ✓ 施錠して保管



水生生物に非常に強い毒性(環境有害性)

- ✓ 環境への放出を避ける

出典：厚生労働省、労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター

リーフレット「化学物質を安全に取り扱うために」(2022年5月)

3 新たな化学物質規制（改正の全体像）



「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等における規定について、見直しを実施。

これまでの
対策

（限られた数の）特定の化学物質に対して
（特別則で）個別具体的な規制を行う方式

法令
準拠型

特別則で未規制の物質を主眼として

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者を求める

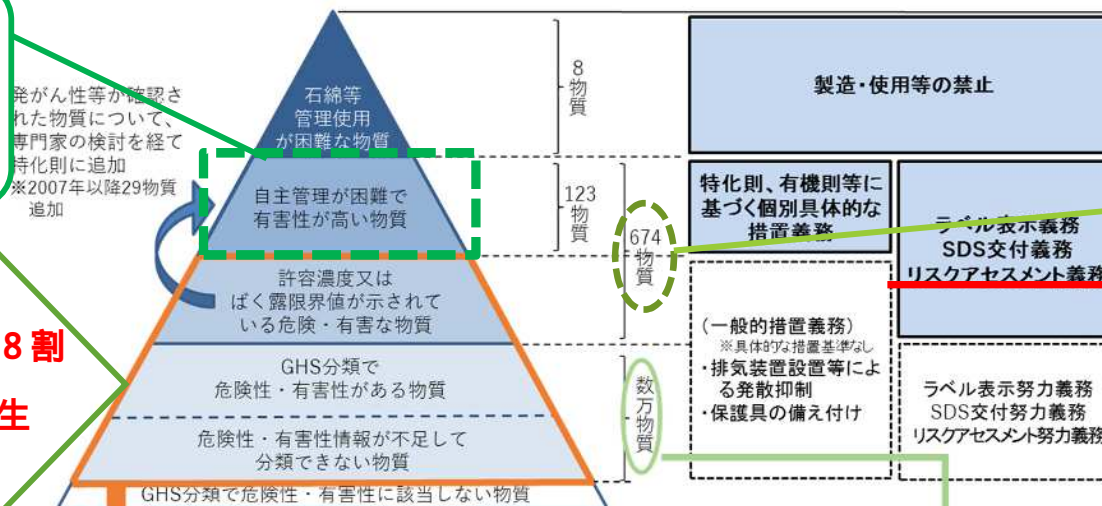
- **ばく露を最小限**とすること
（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと
- 達成等のための手段については、**リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が適切に選択**すること

自律的
な管理

3 新たな化学物質規制の概要



<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



SDS交付・ラベル表示義務（法57条関係）

～ R6.4.1

674物質

（リスクアセスメント対象物）

R6.4.1～

234物質追加

896物質

R7.4.1～

641物質追加

1537物質

R8.4.1～

779物質追加

2316物質

以降、新たに分類される物質が順次追加される予定

R9.4.1：155物質（予定）

○皮膚等障害化学物質

現在：1064物質

今後もされる追加予定

○濃度基準値設定物質

現在：67物質

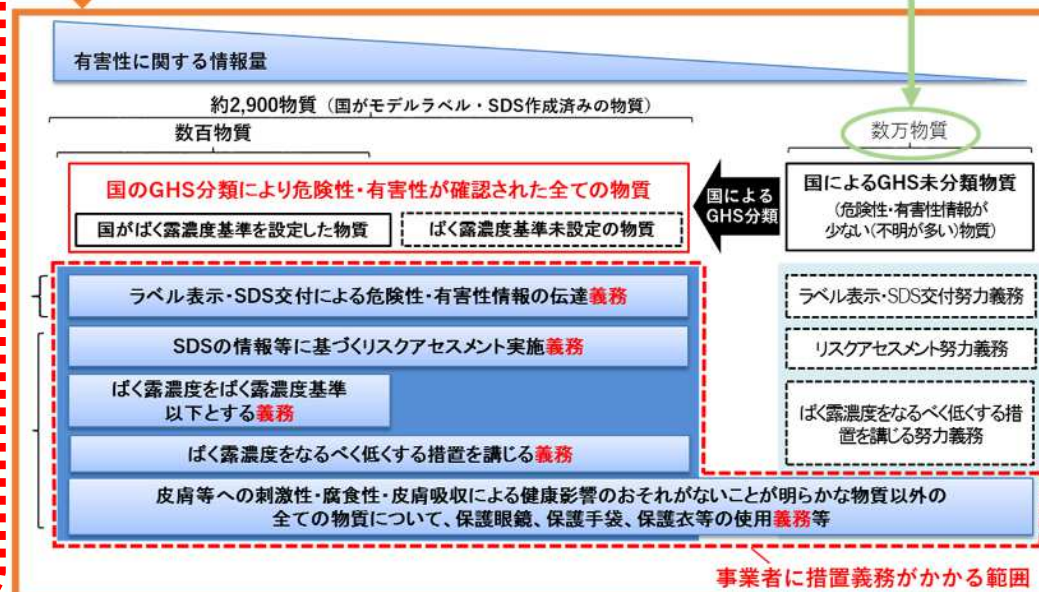
R7.10.1：112物質追加

○がん原性物質

現在：約200物質

など、今後において、順次追加が決定されている。

<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



事業者措置義務がかかる範囲

3 新たな化学物質規制の概要（改正事項一覧）

		2023(R5).4.1		2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加				2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行		
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行		
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行		
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行		
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示				2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等				2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行		
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充				2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行		
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行			
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行		
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化				2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行		
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外			2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和			2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化					2024(R6).4.1施行

3 SDS等に関する改正事項



(1) SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることとする。【安衛則24条の15 , (→)、安衛則34条の2の3】

(現行)

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法
(磁気ディスクの交付、
FAX送信など)



(改正後)

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

(2) 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を通知()することとする。【安衛則24条の15 , 、安衛則34条の2の5 , 】

5年以内ごとに1回、

記載内容の変更の要
否を確認



変更があるときは、

**確認後1年以内に
更新**



変更をしたときは、

**SDS通知先に対し、変
更内容を通知**

現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

3 SDS等に関する改正事項

(3) SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

・ SDSに係る通知事項として、新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。

【安衛則24条の15（10）、安衛則34条の2の4（4）】

SDSの記載に当たっては、保護具について、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載（製造者等に対して義務）

・ SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載を求めることとする。（製品により、含有量に幅があるものについては、濃度範囲による表記も可。）

【安衛則34条の2の6】

上記のほか・・・

「成分及びその含有量」が営業上の秘密に該当する場合については、SDS等にはその旨を記載の上、成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約その他事業者間で合意した情報伝達の方法により別途通知することも可能であること。

3 リスクアセスメントの実施に係る法定事項

労働安全衛生法の改正により、化学物質の「製造」・「取扱い」を行う事業場については、以下の様な内容で、**リスクアセスメント対象物**に対する低減措置を行うことの義務付け、**ばく露状況の記録・保存**などが義務付けられています。

- リスクアセスメント結果に応じた措置（安衛則第577条の2第1項）
- **濃度基準値設定物質**のばく露を基準値以下とする措置
（安衛則第577条の2第2項）

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

代替物等を使用する

発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
作業の方法を改善する 有効な呼吸用保護具を使用する

に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、 記録作成・保存作成・保存

に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

上記の「**リスクアセスメント対象物**」とは

労働安全衛生法第57条の3で**リスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質**

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

● 掲載先 / ■ 主体	概要（掲載情報）
● 職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■ 厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール） ✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業 ✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック ✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール ✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ■ 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。
（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ECETOC-TRA サイト ■ 欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））
（職場のあんぜんサイトからリンク） ● EMKG Software 2.2 ■ the Federal Institute for Occupational Safety and Health（BAuA）	✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版） ✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）

3 リスクアセスメントを実施時期

リスクアセスメントの実施のタイミング等については、労働安全衛生法第57条の3の規定等により以下のとおり定められています。

義 務	○ 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき ○ 対象物を製造し、または取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき ○ 上記のほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき (新たな危険有害性の情報がSDSなどにより提供された場合など)
努 力 義 務 (指針)	○ 労働災害発生時(過去のリスクアセスメントに問題があるとき) ○ 過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき ○ 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき(施行日前から取扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施した結果が確認できない場合)

「濃度基準値設定物質」とは？

「一定程度のばく露を抑えることにより、労働者の健康障害を生ずるおそれがないものとして厚生労働大臣が定めるもの」として、物質毎の濃度基準値を定めたもので、**現在：67物質**（令和7年10月1日より112物質が追加）が設定されています。

濃度基準値は「**8時間濃度基準値**」と「**短時間（15分間）濃度基準値**」

（ 1、2 ）が物質毎に設定されています。

（ 1 「8時間」、「短時間」の一方または両方が設定されています）

（ 2 特別則対象物質及び発がん性物質を除く）



【濃度基準値設定
物質一覧】

「確認測定」とは？

ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための**労働者の呼吸域における濃度の測定**を言うものであり、また、有効な呼吸用保護具の選択のための測定です。

注）「**確認測定**」の実施に関しては、測定精度を担保するため、作業環境測定士が関与するなどにより実施されることが望ましいです。

（右の二次元コードのページに掲載されているパンフレット「濃度基準値設定物質への適切な対応について」を参考としてください）

【大阪労働局HP】



3 その他のリスクアセスメント関係事項

○ リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存・周知

【安衛則34条の2の8】

○ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じらばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

【安衛則577条の2 ~ 】

○ 作業記録の保存・周知【安衛則577条の2 → 、 → 】

【労働安全衛生法の新たな化学物質規制】

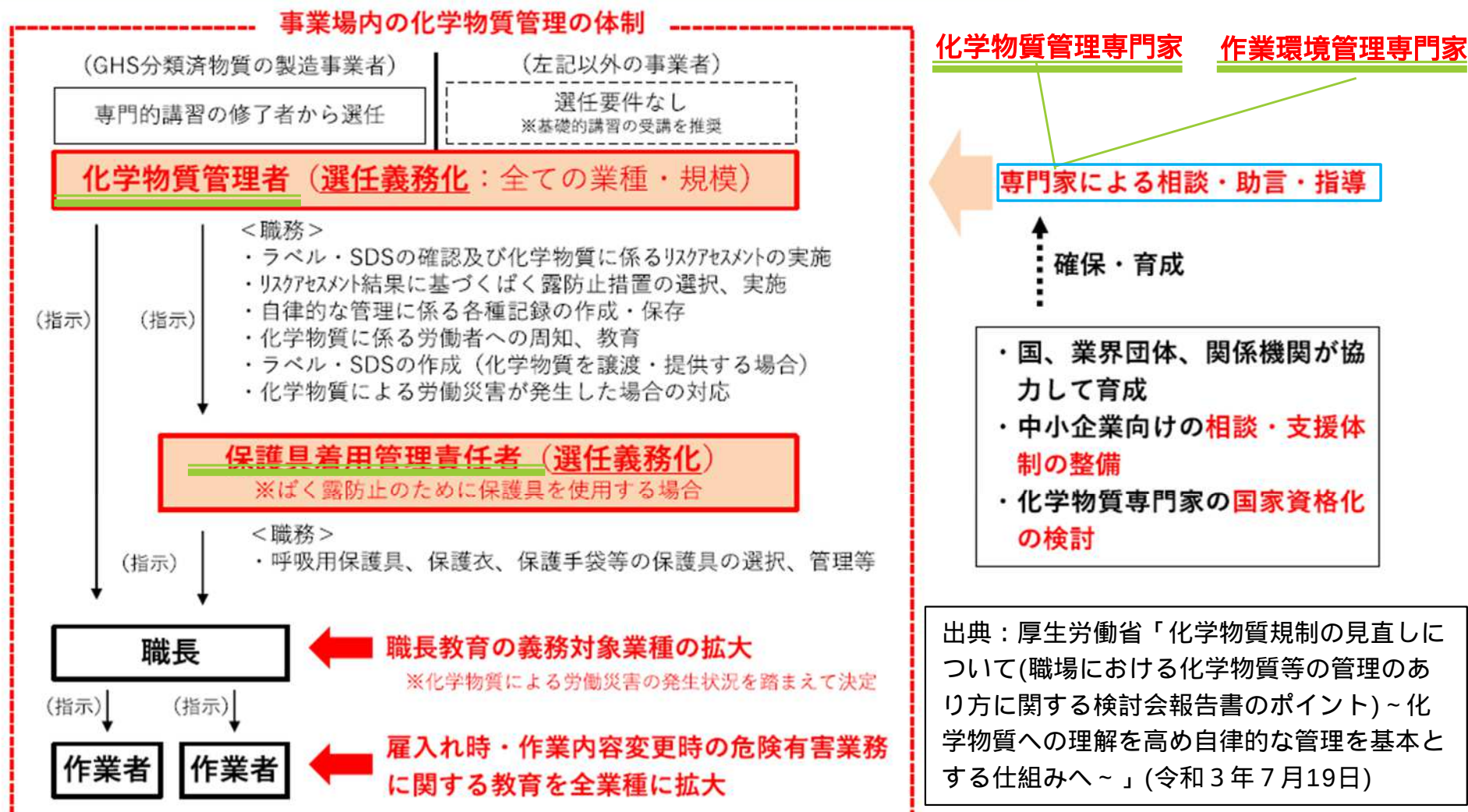
上記の改正法令の概要等については、
リーフレット等を確認下さい。



3 事業場における化学物質管理の体制

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成



3 事業場における化学物質管理の体制

(1) 化学物質管理者の選任の義務化【安衛則12条の5】

選任が必要な事業場

- ・ リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）
個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する
一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能
選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
職務をなし得る権限を与えなければならないこと。
氏名を見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知すること。
労働基準監督署や労働局に対し、化学物質管理者選任報告の届出を行う必要はありません。

資格要件

- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場 化学物質管理者講習の修了者 【令和4年厚生労働省告示第276号】
- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場 資格要件無し（準ずる講習の受講を推奨）

【令和4年9月7日付け基発0907第1号P8】

(2) 保護具着用管理責任者の選任の義務化

選任が必要な事業場

- ・ 化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる
とき【安衛則12条の6】
選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
職務をなし得る権限を与え、氏名を見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知すること。
労働基準監督署や労働局に対し、保護具着用管理責任者選任報告の届出を行う必要はありません。

◇ 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合において、作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び改善措置効果確認の結果なお第三管理区分に区分された場合【特化則36条の3の2、有機則28条の3の2、鉛則52条の3の2、粉じん則26条の3の2】

- 選任すべき事由が発生した場合、直ちに選任すること。
労働基準監督署や労働局に対し、保護具着用管理責任者選任報告の届出を行う必要はありません。

3 皮膚等障害化学物質の制定

災害動向等を踏まえ、**皮膚や眼**への**刺激性**や**皮膚**への**腐食性**、または、**皮膚**から**吸収され健康障害を引き起こす可能性**による有害性に応じて、該当物質（含有物含む）を**製造し、又は取り扱う業務**に労働者を従事させる際には、**労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることが義務付け**されました。

健康 障害のおそれ	2023(R5) 4.1		2024(R6) 4.1	
あることが 明 らか		努力義務【安衛則594条の2】		義務【安衛則594条の2】
ないことが 明 らかでない		努力義務【安衛則594条の2】		努力義務【安衛則594条の3】
<u>ない</u> ことが 明 らか		(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)		

健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質

健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外な物質

製造及び取扱う業務



保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

Point 上記の物質には「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているものは含まれる

「ないことが明らかな」とは？

GHSに基づく危険有害性の分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等の有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれも「区分に該当しない」、かつ、経皮による健康有害性のおそれに関する記載がないものが含まれます。



この条件下に限り

皮膚障害等防止用保護具の着用は不要

3 皮膚等障害化学物質の該当物質は？

皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（ 〃 ）**、**皮膚吸収性有害物質（ 〃 ）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則 対象物質	皮膚刺激性有害物質 744物質	かつ 124物質	皮膚吸収性有害物質 196物質
--------------	--------------------	-------------	--------------------

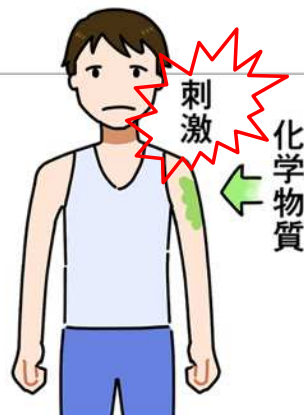
従来通り保護具
着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 **1,064物質**
今般新たに保護具着用が義務化。

皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質

→ **局所影響**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは**皮膚に侵入**して、**健康障害**のおそれがあることが明らかな化学物質

→ **全身影響**

（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



3 保護具にはどのような物があるのか？

「**不浸透性***」の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

- 有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含まれます。
- 平成29年1月12日付け基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」においても選択基準等が示されています。

皮膚障害等防止用保護具

- 皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
(令和6年2月作成「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」)
- 化学防護手袋は**軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。



3 適切な保護具の選択の方法

以下の手順 1 から 4 に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

手順1 作業等の確認

手順1（作業等の確認）

作業や取扱物質について確認

- 取扱物質が皮膚等障害化学物質か。
- 作業内容と時間はどの程度か。

手順2

化学防護手袋のスクリーニング

手順2（化学防護手袋のスクリーニング）

化学防護手袋の材料ごとの耐透過性データを
確認し、候補を選定

- 耐透過性能一覧表で取扱物質を確認。
- 手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業分類を確認。
- 作業パターンに適した耐透過性レベルの材料候補を選定。

手順3

製品の性能確認

手順3（手袋製品の性能確認）

化学防護手袋の説明書等で製品の具体的
な性能を確認

- 材料名、化学防護手袋をキーワードにインターネットで検索する等して参考情報を確認。
- 説明書等で規格、材料、耐浸透性能、耐透過性能等に適しているかを確認。
ただし、耐透過性能の情報がない場合は、耐透過性能一覧表のデータにより選択して差し支えない。

手順4（オプション）

保護具メーカーへの問い合わせ

手順4（保護具メーカーへの問い合わせ （オプション））

保護具メーカーへ必要な製品の情報を確認

- 必要に応じ、取扱物質、作業内容等を保護具メーカーへ連絡し、化学防護手袋の選定の助言を受ける。
（必須ではない）

4 化学物質管理強調月間の取組み

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」



化学物質による労働災害発生状況は、休業4日以上
の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、
有機溶剤などの特別規則による規制の対象となってい
ない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

この様な状況を踏まえ、ばく露防止のために講ずべ
き措置を適切に実施する制度が令和6年4月1日に施
行されたところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象
物）は順次拡大（令和8年4月には約2900物質が
対象）され、これに伴いたい対象事業場が幅広い業種
に大幅に拡大されます。また、業種等に関わらず、リ
スクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全て
の事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる
必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事
業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させ
る取組が重要となります。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済
産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、
労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て「化学物
質管理強調月間」を以下のスローガンの下で展開する
こととし、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚
を図るとともに、活動の定着を図ることとしています。

事業主・働く皆様へ

化学物質管理強調月間を実施します

期間：令和7年2月1日から令和7年2月28日

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明
な物質が多く含まれる。化学物質による労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、
特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

これらを踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情
報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度
を導入したところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月には約2900
物質が対象となり、これに伴い対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅
に拡大されます。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての
事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事
業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、
安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管
理強調月間を以下のスローガンの下で展開することとし、化学物質管理の重要性に関する
意識の高揚を図るとともに、活動の定着を図ることとしています。



スローガン

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

◇ 主唱者・協力連携者・協賛者の実施事項 ◇

(ア)化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知識が十分でない第三次産業
や中小零細事業場を重点として、化学物質管理
を広く浸透させることを目的とした周知啓発活
動の実施

(イ)化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学
物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開
催

(ウ)「化学物質と環境に関する政策対話」 等の実施による情報共有及び意思疎通

(エ)化学物質アドバイザー等を活用した普 及啓発

(オ)化学物質管理に係る広報資料等の作成、 配布

(カ)雑誌等を通じた広報

(キ)事業者の実施事項についての指導援助

(ク)その他「化学物質管理強調月間」にふ さわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(ク)の事項を実施するため、 協力者に対し、支援、協力の依頼

◇ 実施者（事業者）の実施事項 ◇

(ア)製造・取扱っている化学物質の把握及 び、化学物質のSDS等による危険有害 性の確認

(イ)特定化学物質障害予防規則等の特別規 則、石棉障害予防規則の遵守の徹底

(ウ)ラベル表示・SDS交付、リスクアセ スメントの実施等

(エ)化学物質管理者の選任状況の確認

(オ)日常の化学物質管理の総点検

(カ)事業者又は化学物質管理者による職場 巡視

(キ)スローガン等の掲示

(ク)有害物の漏えい事故、酸欠症等によ る事故等緊急時の災害を想定した実地 訓練等の実施

(ケ)化学物質管理に関する講習会・見学会 等の開催、作文・写真・標語等の掲示、 その他化学物質管理への意識高揚のため の行事等の実施



大阪労働局・各労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

事業場における化学物質管理を確認し
自律的な管理の取組みをお願いします

